

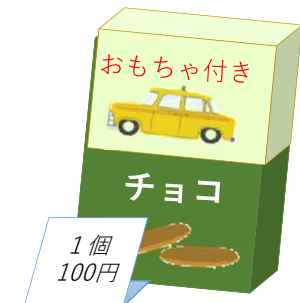
「一体資産」について①

◆ 一体資産とは

- 食品と食品以外の資産があらかじめ一の資産を形成し、又は構成しているもので、一の資産としての価格のみが提示されているもの
→ **原則として軽減税率の対象となりません。**

《一体資産の例》

- 菓子とおもちゃにより構成されている、いわゆる食玩
- 紅茶とティーカップの詰め合わせ



◆ 軽減税率の対象となる一体資産

- 一体資産の販売金額（税抜き）が1万円以下かつ
- 一体資産の価額のうちに当該一体資産に含まれる食品に係る部分の価額の占める割合として合理的な方法により計算した割合が3分の2以上となるもの

「一体資産」について②

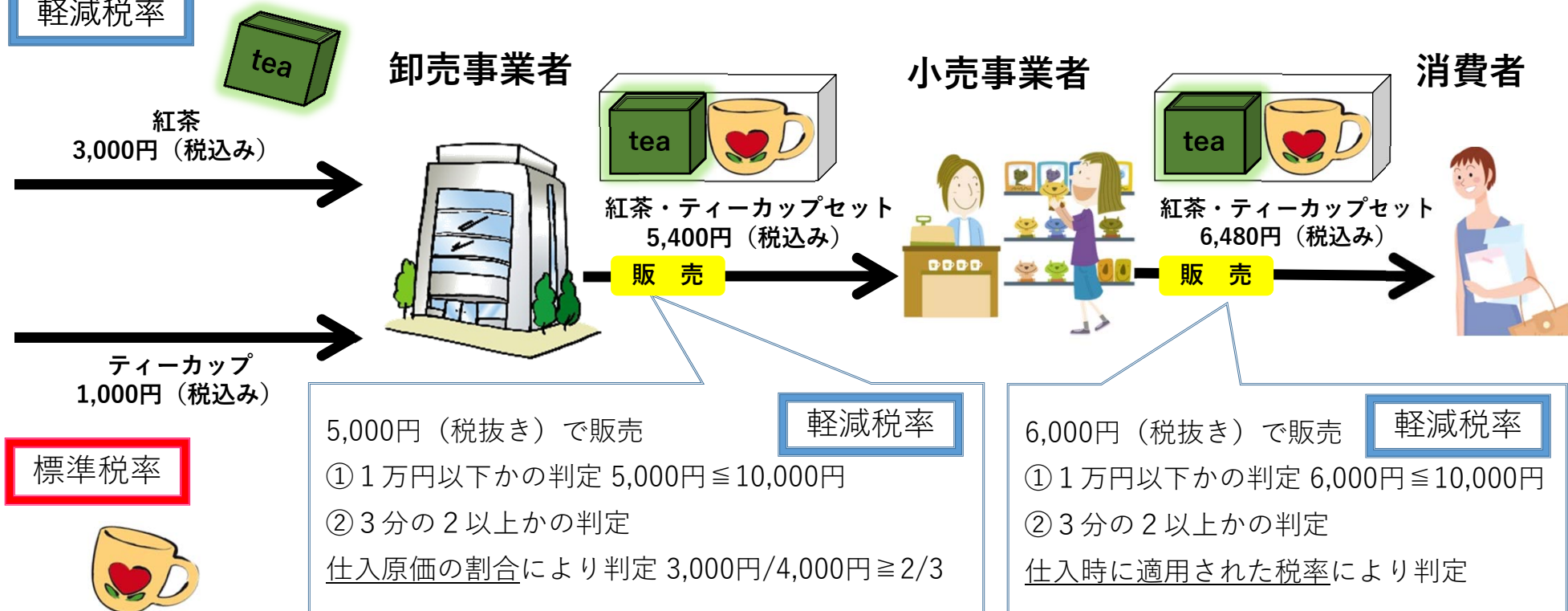
◆ 食品の価額の占める割合の計算方法

一体資産のうち食品の価額の占める割合は、事業者の販売する商品や販売実態に応じ、例えば、次のように事業者が合理的な方法により計算した割合によることができます。

- ・ 一体資産の売価のうち、合理的に計算した食品の売価の占める割合
- ・ 一体資産の原価のうち、合理的に計算した食品の原価の占める割合 等

※ 小売業等を営む事業者が、一体資産に該当する商品を仕入れて販売する場合において、販売金額（税抜き）が1万円以下であれば、その課税仕入れのときに仕入先が適用した税率をそのまま適用して差し支えありません。

軽減税率



「一括譲渡」について

◆ 一括譲渡とは

- 課税関係の異なる2以上の資産（標準税率対象資産、軽減税率対象資産又は非課税対象資産のうち異なる2以上の資産）を同一の者に同時に譲渡すること
- 一括譲渡した場合において、個々の資産の譲渡等の対価の額が合理的に区分されていない場合には、それぞれの資産の価額に基づき合理的に按分する必要がある。

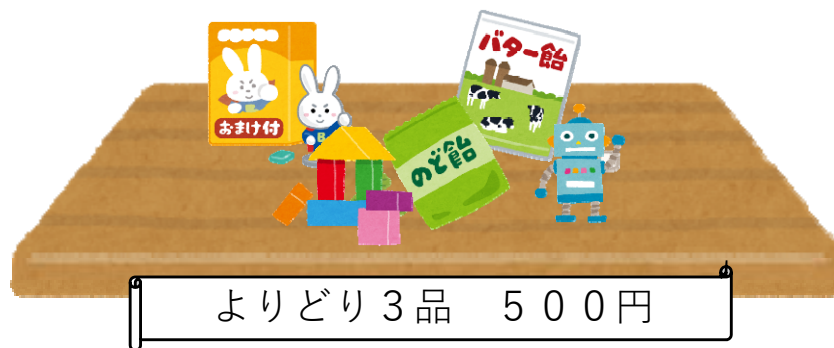
《一括譲渡の例》

- ・ 食品と食品以外のものを購入する場合



→ 区分された対価で精算

- ・ 「よりどり○品 △△円」



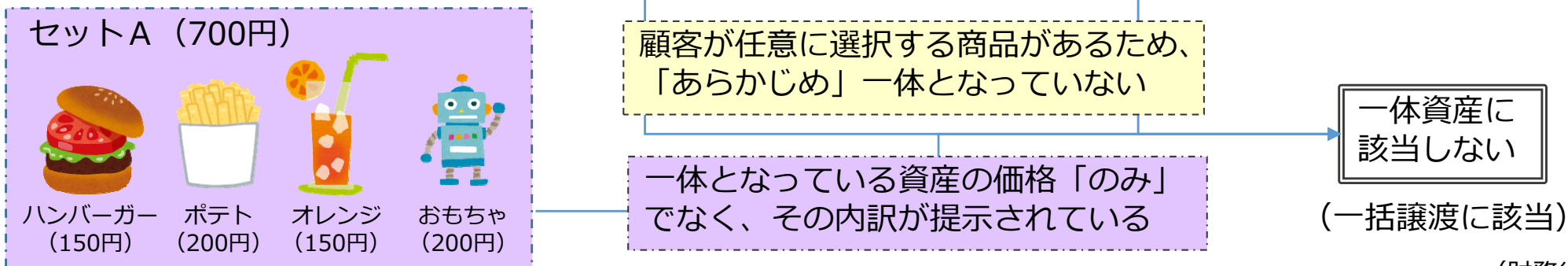
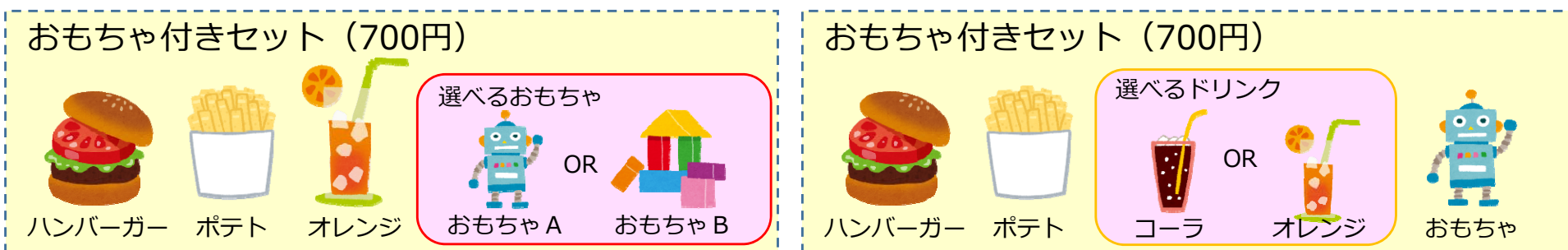
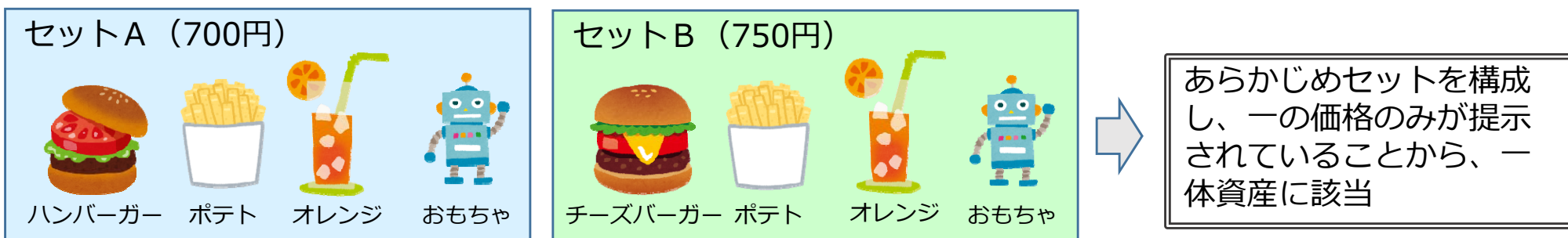
→ **対価を合理的に按分**

販売方法による「一体資産」該当性について

【未定稿】

- 「一体資産」とは、おもちゃ付きのお菓子のように、食品と食品以外の資産があらかじめ一体となっている資産で、その一体となっている資産に係る価格のみが提示されているものをいう。
- したがって、客が自由に組み合わせを選択できるようなものは、「あらかじめ」一体となっているとはいえないため、「一体資産」には該当しないこととなる。
- また、一体となっている資産に係る価格「のみ」が提示されている必要があるため、一体資産の価格の内訳などが提示されているものも「一体資産」には該当しないこととなる。

(例) ファストフードのおもちゃ付きセット (持ち帰り) の場合



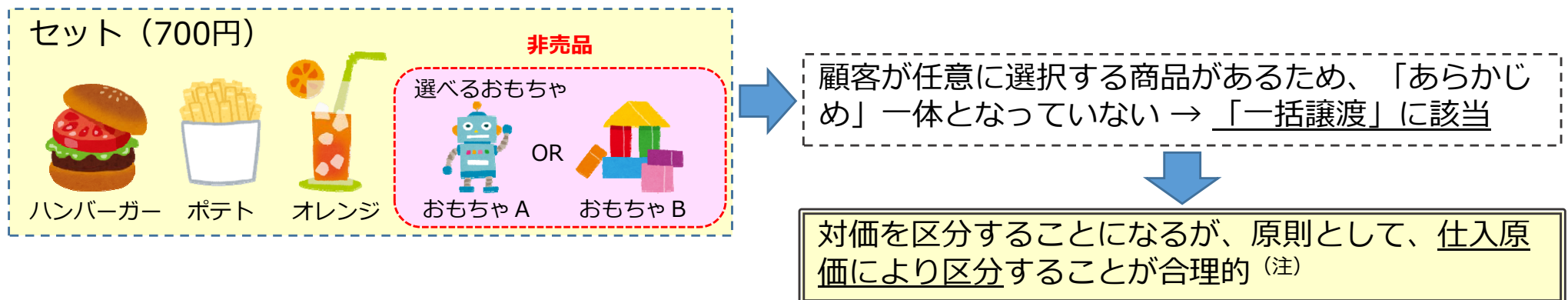
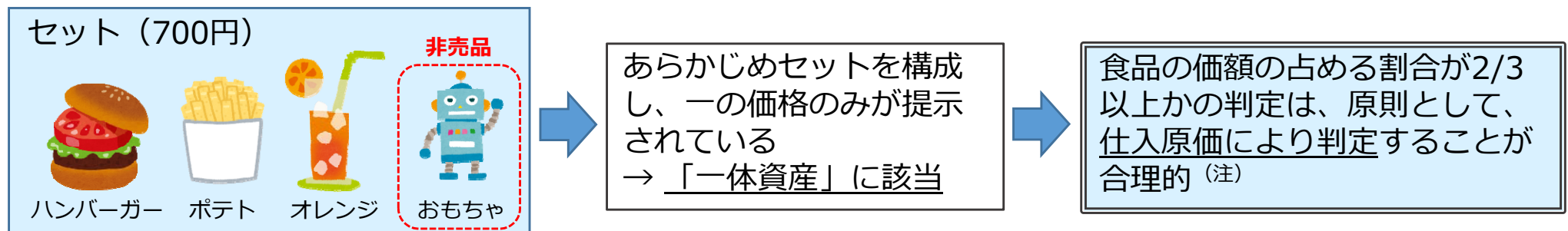
食品と「非売品」の組み合わせについて

【未定稿】

- 「一体資産」とは、食品と食品以外の資産があらかじめ一体となっている資産で、その一体となっている資産に係る価格のみが提示されているものをいう。そのうち、税抜価額が1万円以下で、食品の価額の占める割合が2/3以上の場合、全体が軽減税率対象となる。
- 食品以外の資産として、事業者において売価を設定していない、いわゆる「非売品」が組み合わせられることもあるが、そのような場合でも、あらかじめ一体となっており、一体となっている資産に係る価格のみが提示されているものは「一体資産」に該当する※

※ 組み合わせについて客の選択が可能な場合などには「一括譲渡」に該当する。

(例) ファストフードのおもちゃ付きセット (持ち帰り) の場合



(注) セット価格のうち、食品単品の売価を控除した額を「非売品」の売価とみなして判定 (区分) する方法も差し支えない。

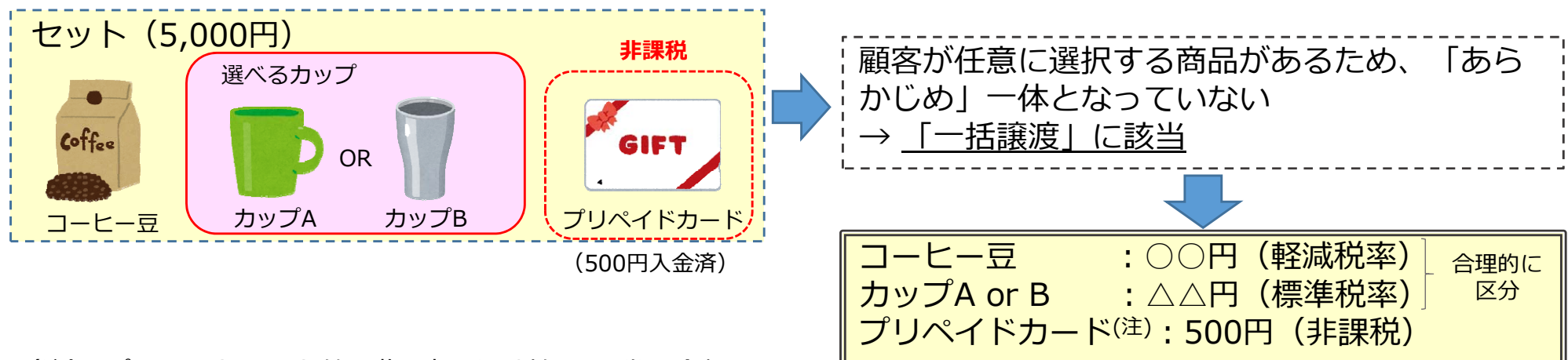
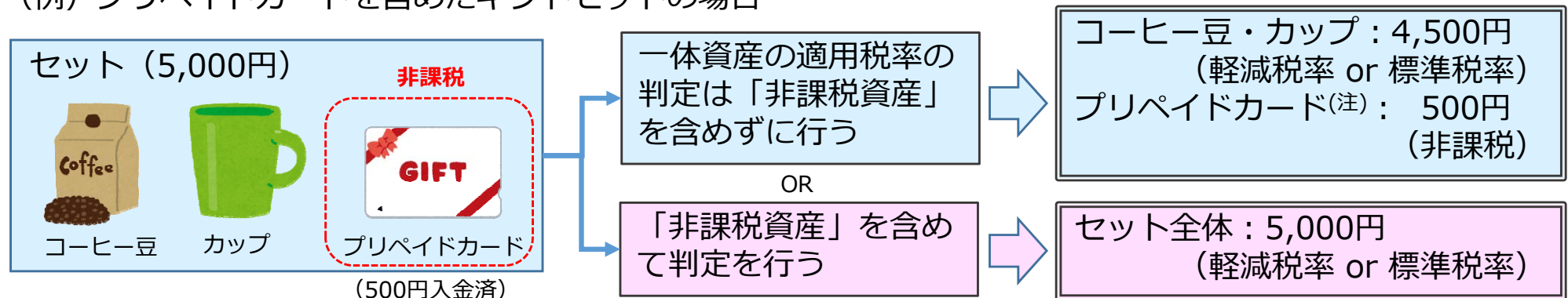
(財務省資料)

食品と「非課税資産」の組み合わせについて

【未定稿】

- 「一体資産」とは、食品と食品以外の資産があらかじめ一体となっている資産で、その一体となっている資産に係る価格のみが提示されているものをいう。そのうち、税抜価額が1万円以下で、食品の価額の占める割合が2/3以上の場合、全体が軽減税率対象となる。
- 食品以外の資産として、物品切手等（プリペイドカード等）の「非課税資産」を組み合わせる場合もあるが、その場合、一体資産の適用税率の判定（1万円・2/3判定）は「非課税資産」を含めずに行うことが原則。
- しかし、「非課税資産」の価格の割合が僅少である場合には、「非課税資産」を含めた全体を一の課税資産の譲渡として、区分せずに判定を行うことも差し支えないものとされる。

（例）プリペイドカードを含めたギフトセットの場合



（注）プリペイドカード等の物品切手の対価は、券面金額となる。

（財務省資料）